

石岡市立ふるさと歴史館 第29回企画展

関川文書

— 石岡の中の水戸藩 —



令和4年7月6日(水) ▶ 10月2日(日)

午前10時～午後4時30分 月曜休館(祝日の場合は翌日) 入館無料

石岡市総社1-2-10 石岡小学校敷地内 Tel:0299-23-2398

※新型コロナウイルスの影響により、開館時間等が変わる可能性があります。お出かけ前に、最新情報をお確かめください。

石岡市立ふるさと歴史館 第29回企画展
関川文書 一石岡の中の水戸藩一

◆目次

はじめに	1
関川地区概要	2
関川文書の特徴	6
農村生活の諸負担	10
村の細部がみえる史料	18
農村の困窮と水戸藩の救済	23
おわりに	27

◆例言

本冊子は、令和4年(2022)7月6日～10月2日を会期として開催する石岡市立ふるさと歴史館第29回企画展に際して作成したものです。

展示及び本冊子の編集・執筆は、石岡市教育委員会 文化振興課(竹内智晴)が行いました。

展示にあたっては以下の文献をはじめ、多くの文献を参考といたしました。

茨城県『茨城県史 近世編』1985年

茨城県『茨城県史料 近世政治編I』第2刷 1987年

仲田昭一『水戸藩と領民』2008年

はじめに



近世（江戸時代）石岡は、石岡地区の大部分を領した常陸府中藩や八郷地区にまとまった所領を持った牛久藩などの大名領、大小の旗本領、幕府領など、様々な領地が入り組んでいました。またそれらの領地は、特に近世前半には活発に組み替えられ、とても複雑に絡まりあっています。

その中で、石岡市の南端部に位置した井関村・石川村は、市域で唯二つ水戸藩に属し、また近世を一貫して水戸藩領という珍しい地域でした。

井関村・石川村には豊富な近世文書が残されています。個人宅に残されている文書も相当数ありますが、検地帳や御用留帳など、村の運営に関する文書が「関川文書」としてまとめ、石岡市教育委員会へ引き継がれています。関川文書の一部は石岡市指定文化財になっていて、近世の農村生活を教えてくれる貴重な史料です。

今回の展示では、そのような関川文書から石岡の中にあつた水戸藩領の様子を探っていきます。展示を通し石岡の近世や古文書に対して少しでも興味を持っていただければ幸いです。



寛永 18 年(1641) 井関村検地水帳（石岡市指定文化財「関川文書一括」）

関川地区の文化財



関川地区は石岡市の南端部、高浜の入りを渡った出島台地側に位置しています。明治期に作られた迅速測図からは、街道沿いに集落が点在し、霞ヶ浦沿いや入り込んだ大小の谷には主に水田、台地上には畑や松・クヌギなどの林が広がっていた様子が読み取れます。また、霞ヶ浦の水際に位置する集落には船着き場のようなものが確認できます。近世には年貢の運送などのため石川地区の舟が使われたことが記録されていますが、現在でも井関地区八木の住吉神社などに霞ヶ浦水運の面影があります。道路の変化や霞ヶ浦の干拓事業などによって景観が変わった部分もありますが、現在でも旧来の様子がよく残されています。

井関地区に特徴的な風習に、毎年 8 月に行われる大人形作りがあります。疫病などの災厄が集落へ入らないように作るといわれており、伝承では水戸藩領だった近世後期、1780 年代に発生した天明の大飢饉の後に始まったといわれています。その他水戸藩とのつながりを感じさせる文化財に、ともに水戸藩 2 代藩主の徳川光圀（水戸黄門）に所縁があると伝わる井関地区の盛賢寺せいけんじや石川地区山崎の鹿島神社があり、また井関地区八木の縄とき地蔵は近世前期に水戸藩が罪人を送った場所と伝承されています。

また、井関地区には江戸時代後期から近代にかけての著名な私塾である長峰塾ながみねじゅくと榎山塾ならやまじゅくがありますが、長峰塾を経営した鈴木銀四郎は水戸藩の藩校・稽医館けいいかんで学んだ後に江戸へ遊学し彰考館しょうこうかん写字生となっており、榎山塾 2 代目の鈴木文輔は稽医館で教鞭をとるなど、いずれも水戸藩の教育事業と大きく関係しています。



関川地区地図



代田の大人形（市指定文化財）



盛賢寺阿弥陀堂（市指定文化財）



石川村村社鹿島神社絵図 明治20年(1887)



八木の縄とき地蔵

井関村・石川村の成立



関川地区は古代には茨城郡、荘園制の下では南野牧・南野庄に属しました。中世の記録は限られますが、永享7年(1435)の「常陸国富有人注文」という富有人＝お金持ちの記録に「石河郷 道場」とあり、現在の石川地区に比定されます。道場が何を指しているかは不明ですが、寺院などと思われれます。この記録から約600年前には石河(石川)という地名が存在し、常陸南部でも有数の財力を得られる地域だったことがわかります。

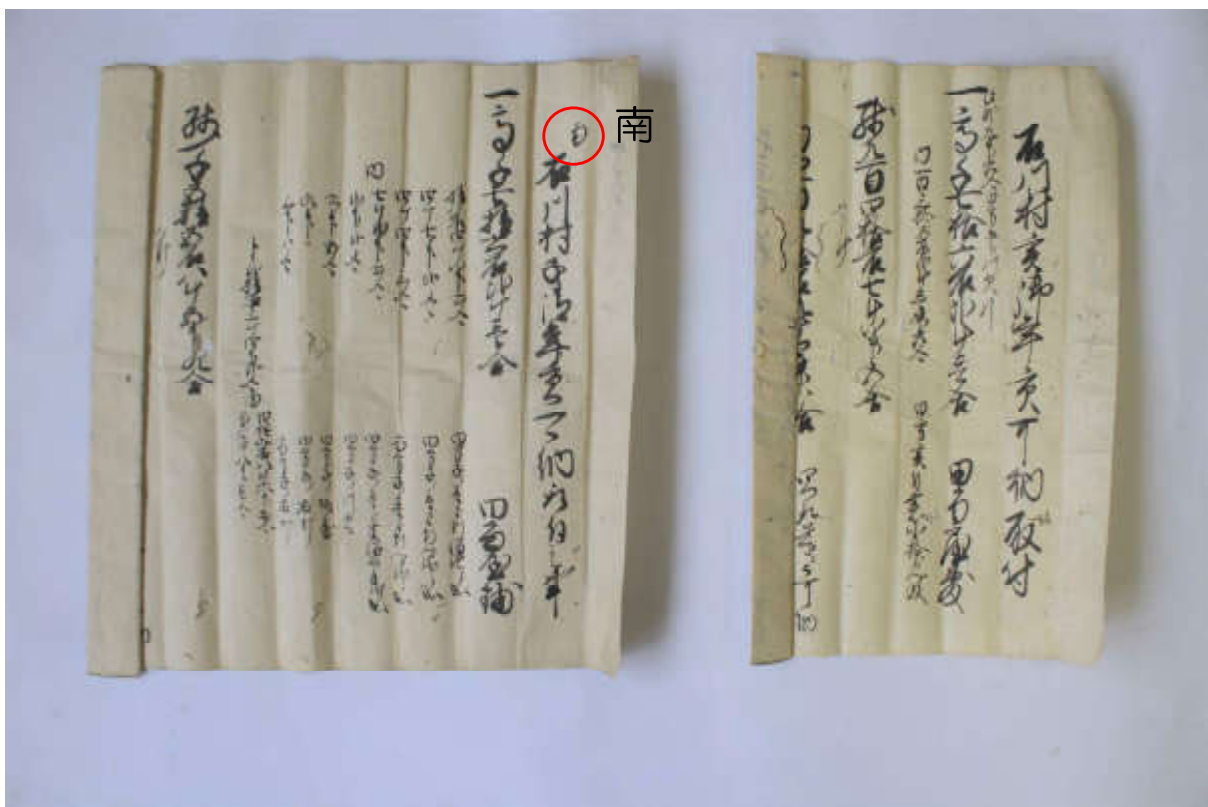
現在に近い地域分けは豊臣秀吉の太閤検地によります。検地帳などは残っていませんが、周辺の様子から関川地区のあたりは文禄3年から4年(1595～1596)頃の実施と思われれます。『秋田藩家蔵文書』の文禄4年(1596)「中務大輔当知行目録」に「いせき」「石川」とあり、中世末期には佐竹氏の支配に入っています。

佐竹氏が慶長7年(1602)に秋田へ移されると、常陸国の領主層は短期間で激しく変動しますが、水戸藩には慶長14年(1609)に徳川家康の11男・頼房が入り水戸徳川家体制が安定します。寛永12年(1635)の『水戸領郷高帳先高』に井関村と石川村が確認できます。以降幕末まで水戸藩領として続きますが、石川村は全体が水戸藩直轄地だったのに対して、井関村は一部水戸藩附家老の家柄である中山氏の領地となっています。

なお、寛永18年(1641)の井関村の検地帳には「井石村」とあることから、現在の井関の表記で固まるのは近世中期以降です。また石川という地名は水戸藩領内に複数あるため、しばしば「南石川村」という表記も使われています。



寛永 18 年（1641） 井関村御検地水帳



左.慶安元年（1648） 右.正保 4 年（1647）

石川村御年貢可納取付事

正保から慶安に変わる時に南石川村の表記が登場します。

記載内容も変わっており、制度の変化があったことがわかります。

近世社会の特徴 地方文書とは

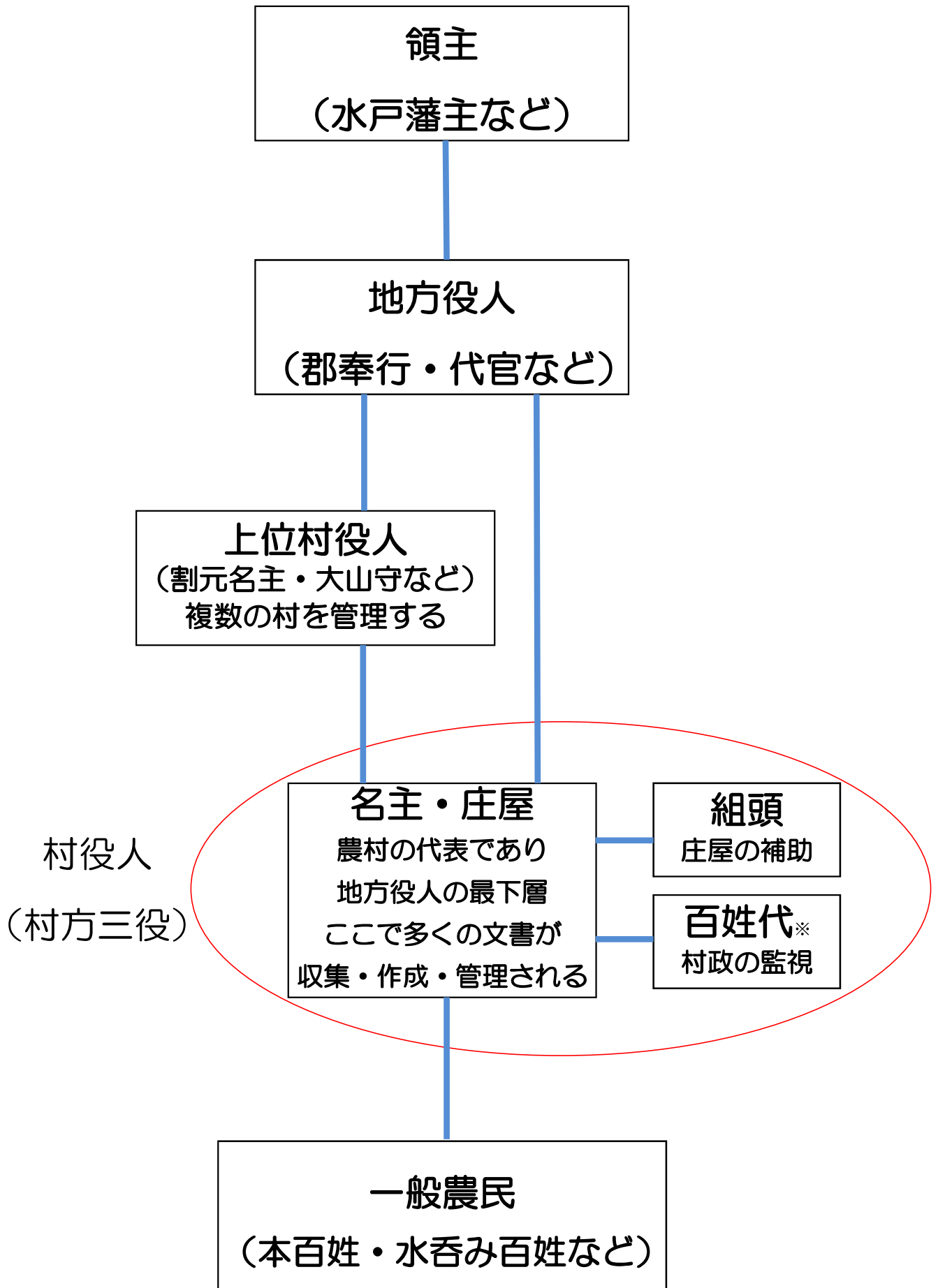


関川文書はその名の示す通り、関川地区に残されていた 1500 点以上の文書で構成されています。年代がわかる最も古いものは寛永 18 年（1641）の検地帳、最も新しいものは昭和 25 年（1950）の旧関川村役場事績簿であり、約 300 年間の歴史が詰まっています。特に多くの文書が残るのは近世後期の寛政期（1789～1800）から近代制度が固まってくる明治 10 年代（1877～1887）までです。

関川文書のような村に関する文書史料のことを、じかたもんじょ 地方文書や むらかたもんじょ 村方文書と呼びます。近世は役人から村へ、村から村への連絡の多くが文書でなされました。そしてそれらの文書は大事な証拠として長年にわたり保存されました。現代に残る地方文書は庄屋・名主といった村役人を務めた家に残されていることが多く、それ以外では地域の共有物として持ち回りで管理したり、市町村や図書館・博物館などに移管されているものもあります。日本各地でとても多く残されており、近世以降の地域の様子を知る上でとても重要な位置を占めています。

地方文書には多くの場合、土地や年貢の管理にかかわる検地帳、郡奉行所や近隣町村などからの通知を書き留めた御用留帳ごようどめちょうといった公的な性格をもった文書と、個人間の金銭や土地のやりとりに関する証書類や日記類、家計簿などの帳簿類といった私的な性格をもった文書が混在しています。

こうした地方文書は石岡市内にも無数に残っています。こういった内容があるのか興味のある方は、『石岡市史中巻Ⅰ』や『八郷町史史料編Ⅲ 近世村落史料』などをご覧ください。



近世農村の簡易構造図

※一般に水戸藩の農村では百姓代を置かなかったとされています。

関川文書の特徴



関川文書は地方文書の中では少し変わった存在です。市内に残る地方文書の大半は、かつて庄屋・名主といった村役人を務めた家で現在まで残されています。家で管理されているので公的な文書と私的な文書が混在しているのが普通です。しかしながら、関川文書は近世から近代へ移り変わる中で個々の家とは切り離されたため、私的な内容の文書はほとんど含まず、公的な内容の文書が整理・集約されています。

内容をみてみると、最もまとまっているのは年貢関係の文書です。

ねんぐわりつけじょう

年貢割付状は、井関村は承応 2 年(1653)から、石川村は正保 2 年

(1645)から、どちらも明治 2 年(1869)まで残されています。ねんぐ

かいさいじょう

皆済状は、井関村は元禄元年(1688)から、石川村は享保 2 年(1717)から、いずれも嘉永 7 年(1854)まで残されています。年貢は支配者にとっても最も基本の収入源であり、農民にとっては最も基礎的で大きな負担です。年貢を申し渡されて確かに全額払いましたという記録は、関川村・石川村に共通して特に重視されていたということが文書の残り方からわかります。その他、田畑の出来具合の確認した小検見引方帳こけみひきがたちょうなどもよく残ります。

その他に残る主なものは、村に届いた各種の通知を記録した御用留帳、村の共同負担金である指銭さしせんや水戸藩や幕府から命じられた臨時負担の帳簿、人の移動に際してやり取りされる人別送り状、絵図などがあります。これらのまとまりは、関川地区の人々が近世にどのような生活を、どんな地域と交流を持っていたのか、その生活を細部まで教えてくれます。



参考.個人宅で保存されていた文書（北根本地区 令和3年度寄贈）

名寄帳などの公的な文書と家相図などの私的な文書が混在して、文書箱
や柳行李やなぎこうりにまとめられています。

農村の基礎資料

検地関係文書



近世の村々の様子を調べる基礎となるのは、検地帳などの検地関係資料です。検地は多くの場合、領主が変わった時や年貢体制の見直しを図る時などに実施されました。検地に際しては面積や耕作者などの調査内容を書いた仮帳簿である野帳のちょう、それを清書した清野帳、それらの帳簿をまとめた検地帳などが作成されました。こうした史料には個々の田畑の等級や数、耕作者名、石高＝田畑の評価などの情報が書かれており、当時の村の規模を教えてください、また検地が行われた背景を探ると当時の藩が村をどのように扱っていたのかを知ることができます。

関川文書中には、井関村・石川村ともに、水戸藩が支配体制の確立を目的に最初の全領検地を実施した寛永 18 年（1641）の検地帳が残っています。また天保 10 年から 13 年（1839～1842）にかけては農村の立て直しを目的に水戸藩が約 200 年ぶりの大規模検地を行っていますが、井関村は天保 13 年（1842）、石川村は天保 14 年（1843）の野帳が残されています。これらの史料は水戸藩の大規模な農村管理政策が関川地区で実施されたことを示しています。

大規模検地以外では、井関村に天明 3 年（1783）と慶應 3 年（1867）にいずれも畑の検地帳が残ります。新田開発などで年々地域の耕作地は変化しますが、そうした地域の実態を把握し適切な年貢収納を実現しようという水戸藩の様子がわかります。

また、石川村には寛永検地帳の享保 6 年（1721）写しと天保検地帳の明治 10 年（1877）写しが残り、検地帳の作成から時間が経っても利用されていたことがわかります。

検地帳からわかること



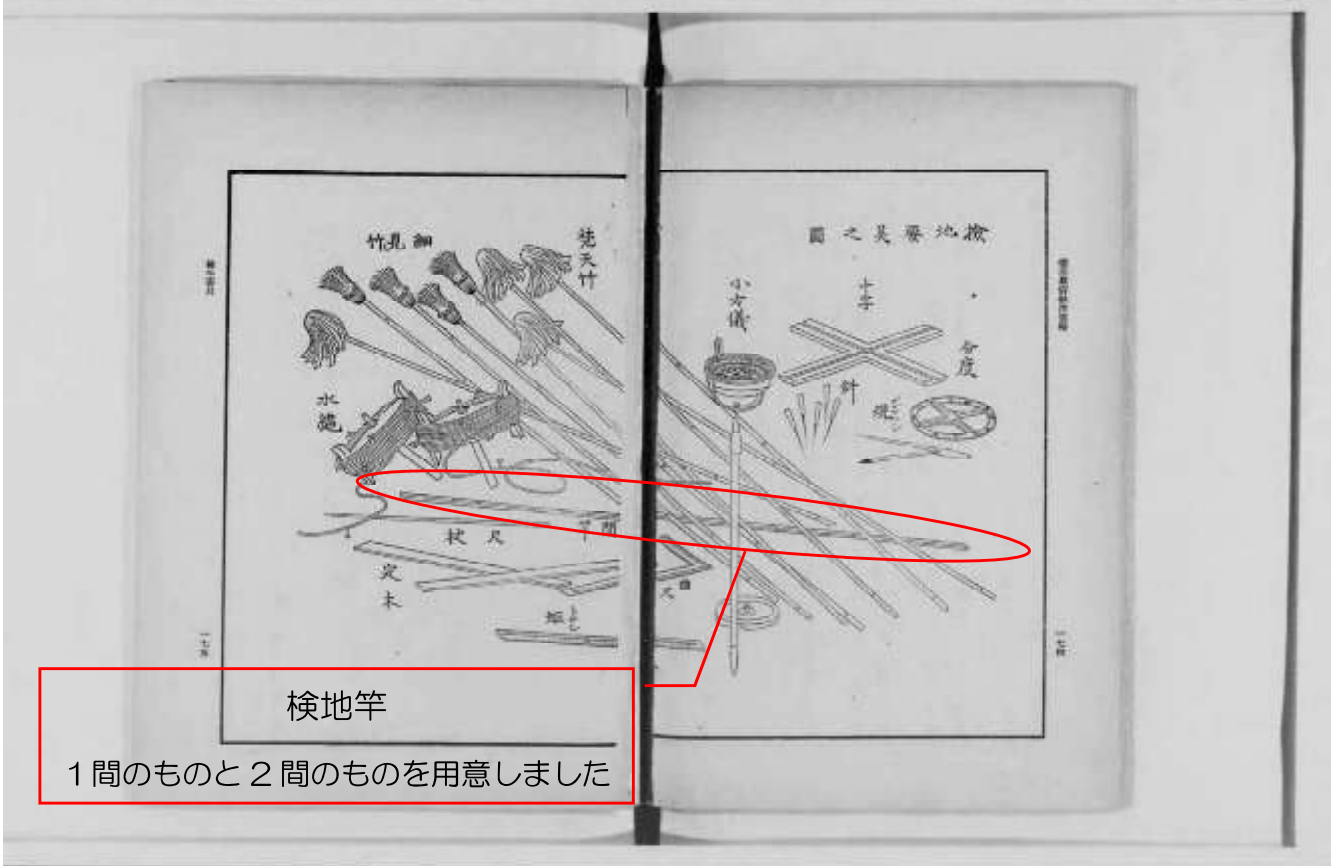
検地帳から水戸藩と井関村・石川村の関係をみてみましょう。

検地直前の井関村・石川村の石高は、寛永12年（1635）の「水戸領郷高帳先高」にそれぞれ568石2斗、685石5斗とあります。これが寛永18年（1641）の検地帳では、井関村が879石7斗4升2合、石川村が1080石6斗9升1合となっています。単純に石高のみを比較すると、たったの6年で井関村は約1.54倍、石川村は約1.56倍も増えています。

この急成長は関川地区の人々の頑張りもありますが、水戸藩の検地方法にもからくりがあります。寛永検地以前は、面積を調べるのに使った検地竿の長さが6尺3寸＝約191cmでしたが、寛永検地では6尺＝約182cmと短くされました。これにより1辺が竿1本分の四角＝1歩の面積は1割小さくなります。面積の減少分石高も減ればいいのですが、残念ながら変わりませんでした。結果、道具の違いだけで帳簿上の石高は1.1倍になります。また、年貢を多く集めたい水戸藩は、田畑をごまかした者は死罪、ごまかしがあった村は罰金など厳しいルールを設けていて、そうした厳格な調査による増加もありました。

なお、水戸藩全体でみると、検地前の石高は寛永12年（1635）で285,300石余、検地後は368,321石余と約1.29倍でした。

このように、石高が急増した寛永期の検地帳をみてみると、年貢をたくさん取りたい水戸藩は村々に厳しい態度をとり、井関村・石川村は水戸藩の平均を大きく上回る増加率で大きな負担を負うことになったということがわかります。



上.檢地の図 下.檢地用具の図

とくがわばくふけんちようりやく

安藤博.徳川幕府県治要略.1915

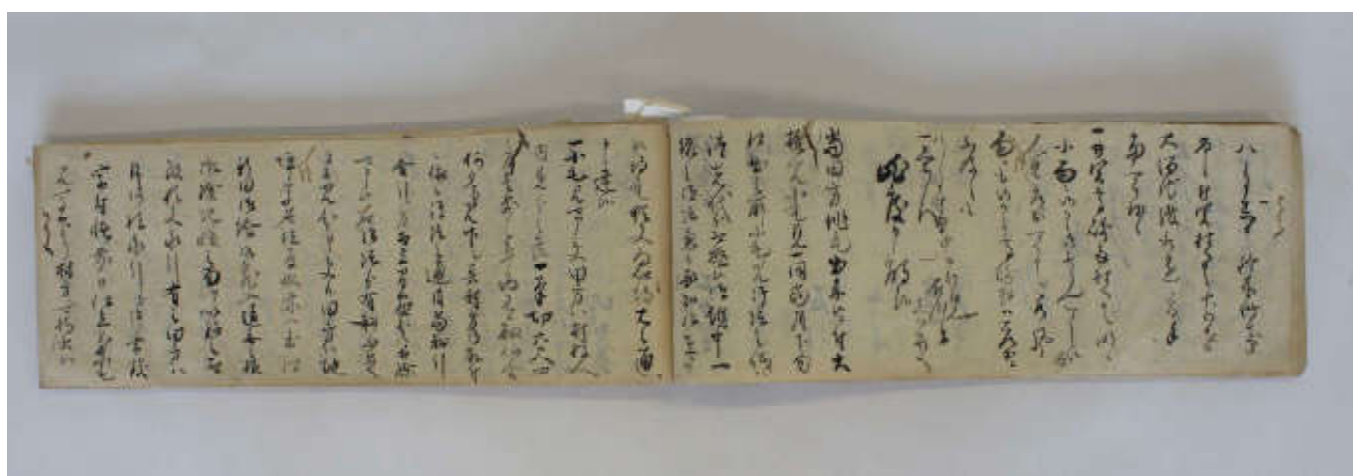
国立国会図書館デジタルコレクションより引用に一部加筆

年貢を決める



検地帳には年貢の対象となる土地や年貢計算の基準となる石高などが書かれており年貢の基礎資料として使われました。しかし、実際の年貢は検地帳だけで決めたわけではありません。年貢の決め方には過去数年の収穫量から計算する「^{じょうめんほう}定免法」と役人による現地調査で決める「^{けみほう}検見法」の大きく2つがありました。

江戸時代後期にまとめられた『^{こくようひろく}国用秘録』などから、水戸藩では主に検見法が取られたことが知られていますが、関川文書の中にはその実施がわかる文書があります。井関村には明和5年(1768)の小検見案内帳が3冊と天明7年(1787)から明治元年(1868)までの小検見引方帳が36冊、石川村は小検見引方帳が享保13年(1728)から嘉永2年(1849)まで67冊あります。小検見案内帳は寛永検地帳を基礎に作られており、120年以上経っても検地結果が生きていたことがわかります。小検見引方帳では、村内の田畑がさらに数枚単位で細かく分けられそれぞれの担当者によって確認されており、小検見がどのように行われたのかを教えてください。



文政5年(1822)井関村諸御用留帳 検見実施の通知

年貢割付状の見方



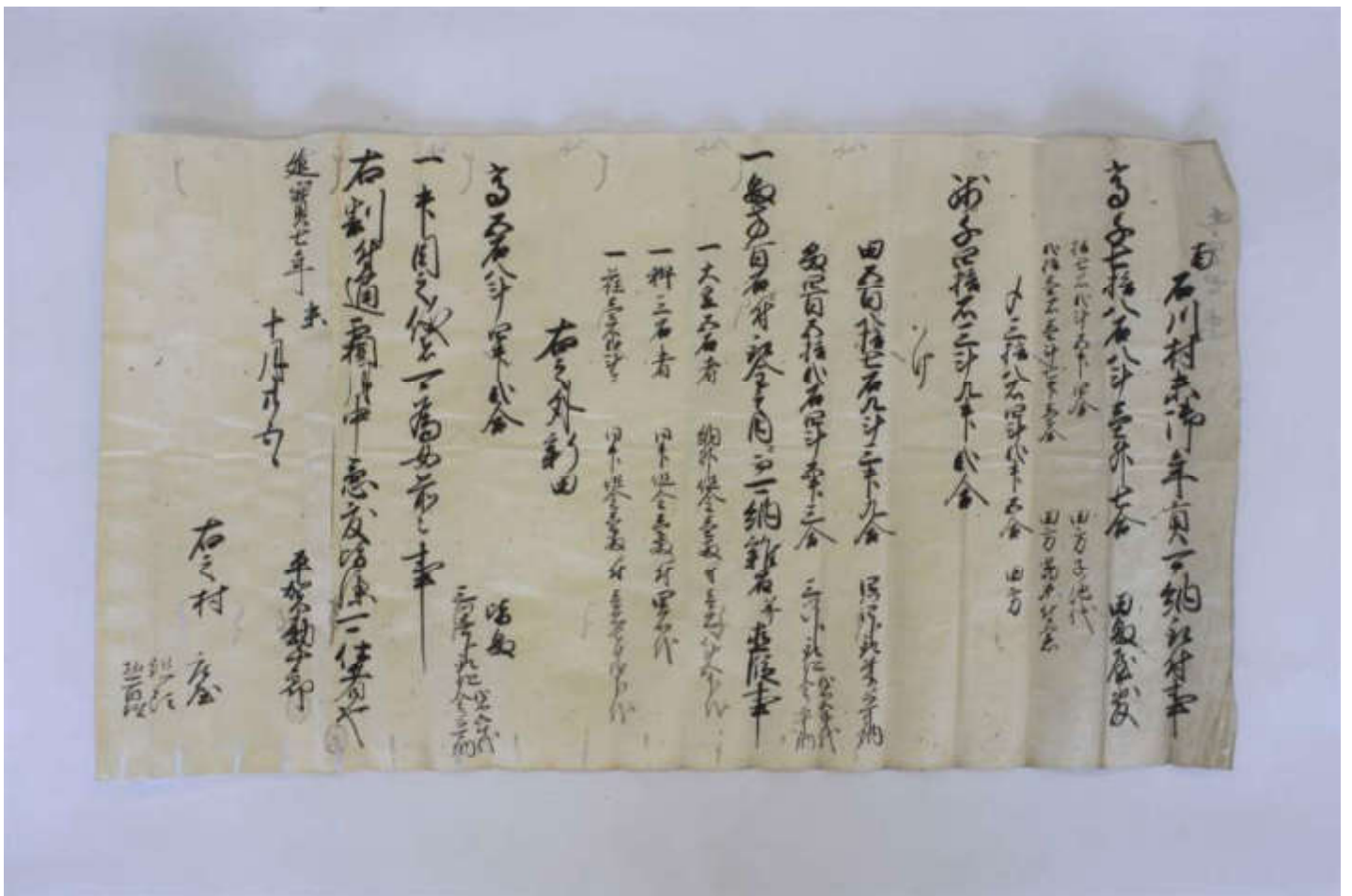
その年の年貢が決まると年貢割付状が交付されます。延宝 7 年（1679）の年貢割付状からその内容を見てみましょう。

まず屋敷や田畑を合計した石高が書かれ、次に年貢の対象にならない分＝引高が数え上げられています。引高になるのは溜池や用水路、堤防などのために耕作できなくなった土地や休耕地など農作物の収穫が見込めない場所です。

引高を石高から抜いた残りに対して年貢がかけられます。年貢は田と畑で分けられています。これは田と畑で年貢の割合が異なることと、納め方が異なるためです。年貢割付状を見てみると「田〇石 4 ツ 4 分取」「畑△石 3 ツ 8 分取」などと書かれていますがこれが年貢の割合になります。田が 4 ツ 4 分取とある場合は田の年貢対象石高から 44% が年貢として取られることになります。新田分は分けられ、やや低い年貢率が設定されています。田の年貢は米納、畠の年貢は金納と年貢の納め方もことなっています。また、水戸藩では年貢の増加を目的に、「切返し法」と呼ばれる特殊な収納方法をとっており、石川村の年貢割付状でも確認できます。

年貢割付状は、井関村は承応 2 年（1653）から明治 2 年（1869）まで 200 通、石川村は正保 2 年（1645）から明治 2 年（1869）まで 82 通と長期にわたり残されています。これらを並べると、引高や年貢率の変動で村の変化がわかります。

年貢割付状には全体の年貢額だけが書かれており、個人の負担額は書かれていません。これは村単位で課せられる「村請制」というやり方で年貢が課せられたためです。年貢額を各村人に割り振るのは村の仕事であり、年貢小割付帳などにその内容を見ることができます。



延宝7年（1679）南石川村未御年貢可納取付事

南石川村未御年貢可納取付事	
高千七拾八石八斗壹升七合	田畠屋敷 村全体の石高
拾七石貳斗五升四合	田方子ノ池代
貳拾壹石壹斗七升壹合	田方当未付荒
ノ三拾八石四斗貳升五合	田方
残千四拾石三斗九升貳合	実際に年貢がかかる分
ハケ	年貢の割合 四ツ四分 \parallel 44% 田の分は米納 畑の分は金納
田五百八拾七石九斗三升九合	四ツ四分取米二而可納
畠四百五拾貳石四斗五升三合	三ツ八分取但貳石五斗代 金に而可納
一 畠方百石二付取金之内二而可納雜石並直段事	
一 大豆五石者	納升但金壹両二付壹石八斗五升代
一 稗三石者	同升但金壹両二付四石代
一 荏荳石貳斗者	同升但金壹両二付壹石七斗四升代
右之外新田	切返し法部分
高五石八斗四升貳合	新田分の年貢 少し税率が低い
皆畠	
三ツ壹分取但貳石五斗代	
金二而可納	
一 升目之儀者可為如前々事	
右割付通霜月中急度皆済可仕者也	
延宝七年末	納入期限 霜月 \parallel 十一月
十月廿五日	
発行年月日	
宛先	右之村 庄屋 組頭 惣百姓
発行者	平賀勘十郎

「切返し法」とは

水戸藩が行った特殊な年貢の集め方です。秋の年貢を集める時に、大豆・稗・エゴマの3種を水戸藩が買い、春の種まきの時期に高値で農民へ売りつけます。石川村の年貢割付状をみると、畑分の年貢100石に対して、大豆5石、稗3石、エゴマ1石2斗の割合で一時的に買い上げ、その値段は大豆が1石8斗5升、稗が4石、エゴマが1石7斗4升で金1両となっています。

水戸藩側から見ると、安い秋と高い春の値段差分を利益として得ることができます。反対に農民側から見ると過剰な負担を押し付けられることとなります。切返し法は寛永19年と水戸藩の年貢収納体制が固まった初期から開始され、天保13年に廃止されるまで200年に渡り水戸藩の農民を苦しめました。

水戸藩の農民統制が厳しかったといわれる要因の一つです。

年貢以外の諸負担



年貢は最も大きな農民の負担ですが、それ以外にも様々な雑税や仕事
が課せられていました。

例えば井関村には「うきやくしょひかえ浮役諸控」という嘉永元年から明治8年（1848
～1875）までのつづ綴りがあります。浮役とは年貢とは別に課せられる雑
税の一種です。井関村では主に山や水場の資源の利用に課せられる竹
割・山銭・芦銭や、河川敷など本来は農地でない場所に作られた畑に課
せられた見取畑という税がかけられています。

また井関村には文化6年（1809）の「ごきこくごようきんめんつけかきあげちよう御帰国御用金面付書上帳」
や天保14年（1843）の「とのさまごきこくにつきおがわづめにんそくわりちよう殿様御帰国二付小川詰人足割帳」などがあ
り、石川村には文政12年（1829）の「こいしかわごてんごしょうしつにつきしょうきんわり小石川御殿御焼失二付償金割
ならびにとりたてちよう并取立帳」などがあり、水戸藩から臨時の負担金や人手を求められる
こともしばしばありました。

農業以外に大きな負担となったのは溜池などの維持管理です。石川村
には溜池や水門工事などの文書が残ります。また、水戸藩領の近隣村の
工事への協力もあり、日頃の農業に加えて住民の負担となりました。文
政5年（1822）の井関村諸御用留帳をみると、隣の石川村や穴倉村
から霞ヶ浦対岸の玉造村、川中子村、上玉里村にも工事に際して人を出
し、また鍬などの道具も自分たちで用意する必要があったようです。

年貢や雑税以外に指銭＝村内の共同負担金もありました。石川村には
享保14年（1729）から明治9年（1876）まで45冊の指銭帳が残
されています。指銭は村役人の巡見の際の昼食代や年貢米の運送にかか
る人足代などに充てられています。

村の細部がみえてくる 御用留帳

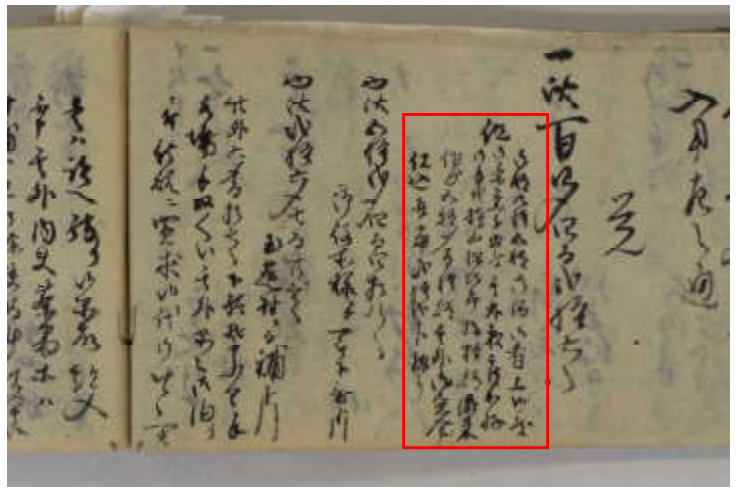
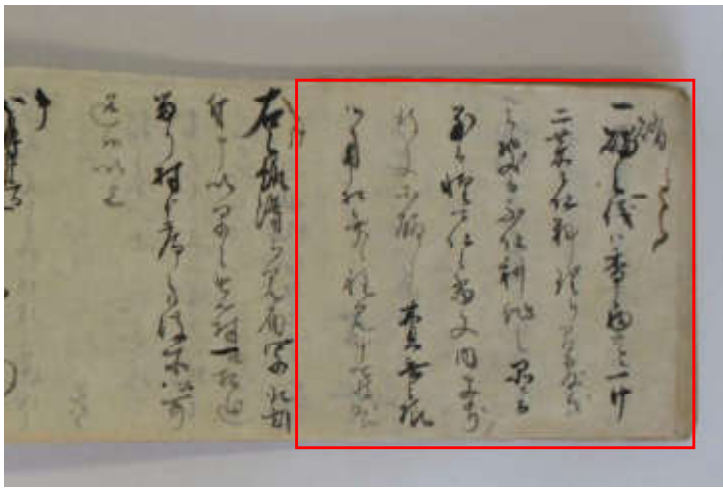


近世の特徴として、年貢割付状などもそうですが、村を管理する郡役所や大山守からの指示や、近隣の村からの事務連絡など、諸連絡の多くが文書によって行われた点が挙げられます。ただし、文書は各村に一枚ずつ渡されるわけではありません。原本は村から村へ回覧されていき、受け取った庄屋・名主はその文書の内容などを書き写して記録しました。

御用留帳とは庄屋・名主が書き写した通知の記録簿です。ごはいふどめちょう御配符留帳とも呼ばれました。毎年 1 冊作られ、その年に届いた連絡事項が書き込まれています。その中身は小検見や人口調査の日程などの定例的な通知や、溜池などの公共工事の連絡が多く、その他には村の風紀に関する注意や逃走中の犯罪者の情報、藩主家族の訃報なども書かれています。その雑多な内容は、当時の生活の様子を細かく教えてくれる良好な資料です。

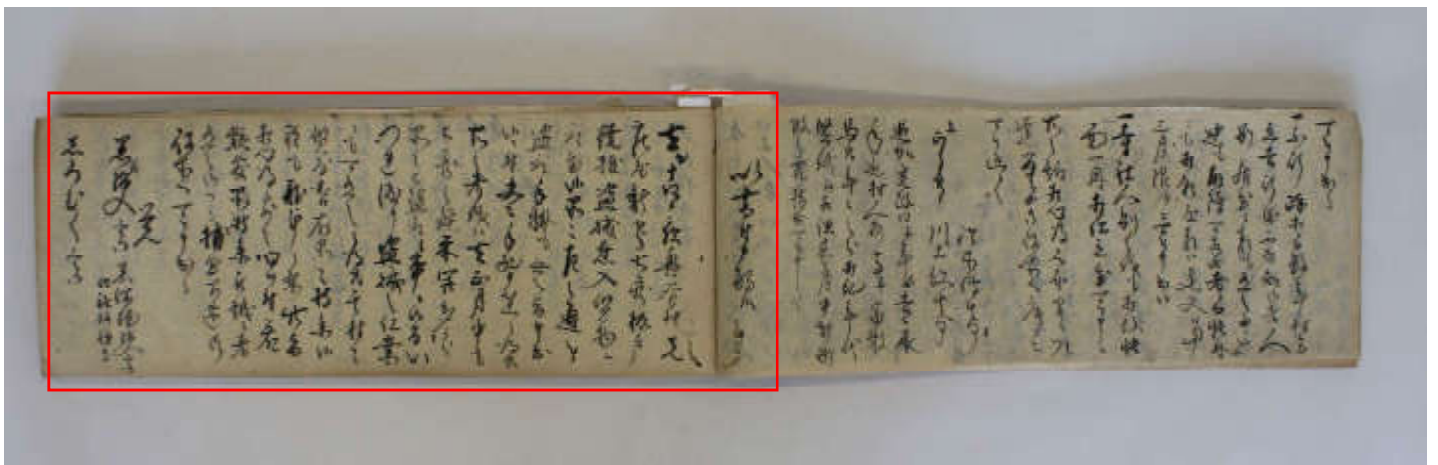
関川文書には、井関村が文化 7 年（1810）から明治 9 年（1876）まで 43 冊、石川村が享和 2 年（1802）から明治 2 年（1869）まで 10 冊残されています。

その他に興味深い史料としては、嘉永 7 年（1854）に石川村で作られた議定書があります。こちらは若者がお祭りなどで騒ぐことの禁止や、賭博の禁止、葬儀の簡素化など、農民生活の様々な面で風紀の引き締めを求める内容となっています。このような内容をわざわざ書面にしなくてはいけなかった背景には、嘉永 3 年から 4 年（1854～1855）に発生した黒船来航による社会不安の高まりが考えられます。社会の変化を感じ取り落ち着きがなくなる農民と、もう一度引き締めて収めたい水戸藩という社会の空気感が伝わってきます。



左は水戸藩の地方役人による検見についての通知
 右は幕府の役人による現地確認の通知

ともに食事の内容が書かれた部分ですが、水戸藩は一汁二菜で質素に済ませているのに対して、幕府には酒、おつまみ、お茶菓子まで用意しており、幕府と水戸藩の立場の違いがはっきり出ている部分です。



閏正月 14 日に奥谷村（現茨城町）の庄屋新五郎の土蔵に
 強盗が入ったことに関する通知

盗まれた品々の特徴が書き上げられており、質屋等へ持ちこむ人物がいたら捕まえて役所に届け出るようにとあります。

いずれも文政 5 年（1822）井関村諸御用留帳

地域のつながりを示す 人口関係文書



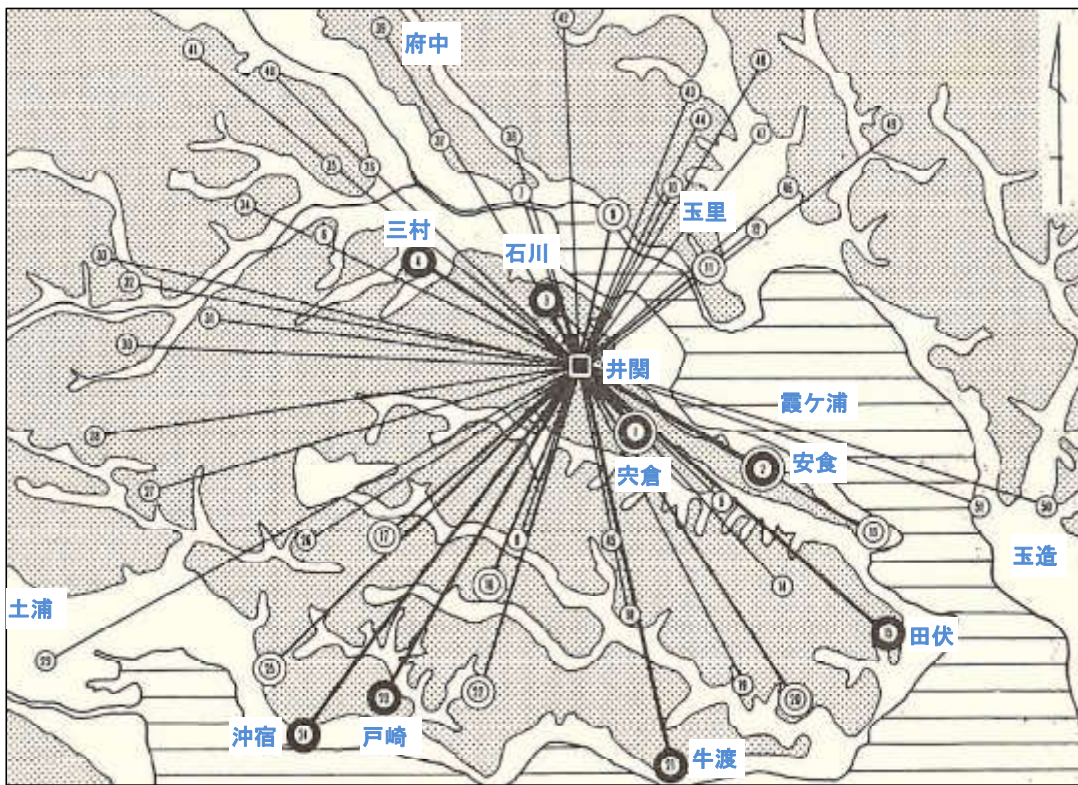
江戸時代には「宗門人別帳」や「人別改帳」といった住民台帳が作られ、また他の村との間で人の移動が発生した場合は「人別送り状」という証明書を作りました。これらが残っていると、人口の推移や人の移動が発生した理由、どこの村と深い関係があったのかなどを知ることができます。

関川文書には残念ながら近世前期から中期の人口史料は残っていませんが、人別改帳は井関村が文政 11 年(1828)から明治 3 年(1870)まで断片的に、石川村が文化元年から明治 3 年まで残り、人別送り状は井関村が寛政 8 年(1796)から慶應 3 年(1867)まで残されています。

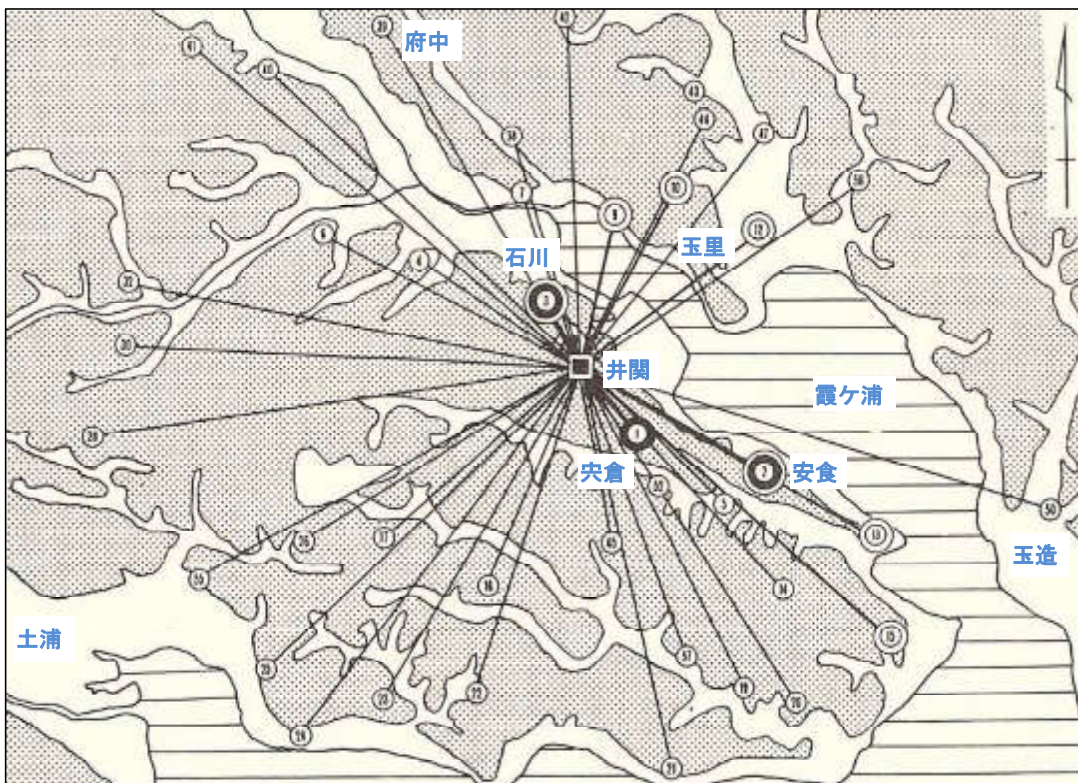
井関村の人別送り状は合計 513 人分あり、転入と転出では転入が多くなっています。移動の理由は結婚、離婚、養子縁組などがあり、結婚が半数以上を占めています。

井関村へ結婚して転入してくる場合は、近隣の石川村・三村・穴倉村・安食村や、やや離れますが田伏村・牛渡村・戸崎村・沖宿村が多くなっています。婚姻圏は水戸藩領に限りませんが、出島台地内が主要であり府中や土浦などとの関係は薄かったようです。稀な事例では下総国香取郡や葛飾郡、さらに遠く越後国からの婚姻が各 1 件あります。こうした超遠方との結婚の背景には、かつて特定地域からの移住があり、その頃の繋がりが部分的に生きていたことなどが考えられます。

井関村から結婚して転出していく人々をみると、近隣の石川村・穴倉村・安食村が多く府中方面は少ない点は転入と同様ですが、一方で出島台地の反対側に当たる沖宿村・戸崎村・牛渡村は少なくなり、また近隣でも三村が少なくなるなど異なる傾向がみられます。



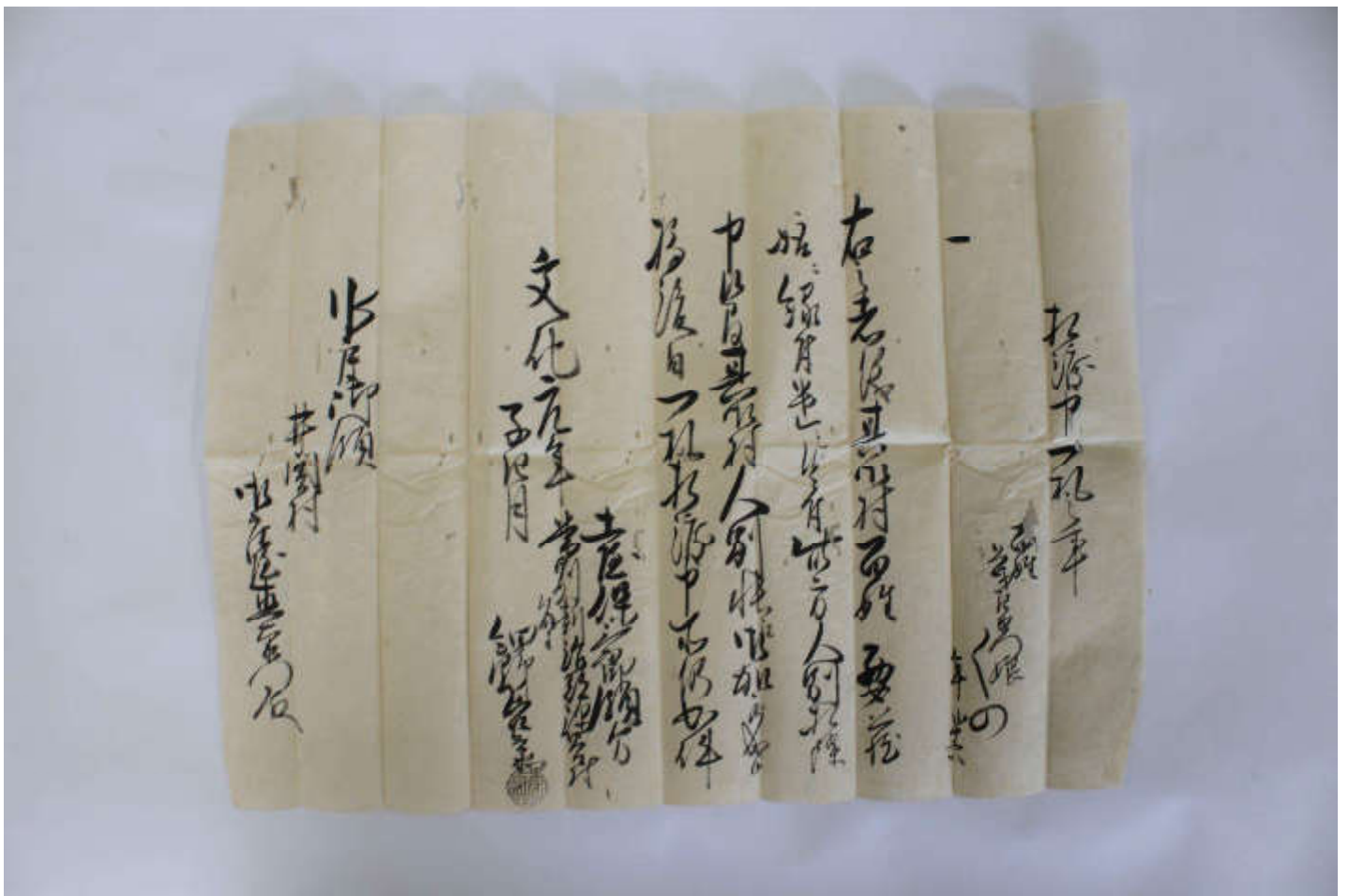
井関村通婚圏（近隣→井関村）



井関村通婚圏（井関村→近隣）



石岡市史下巻より引用に一部加筆



文化元年（1804） 相渡申一札之事（人別送り状）

相渡申一札之事

受取人

水戸御領
井関村
御庄屋直右衛門殿

発行年月

文化元年
子四月

差出人

土屋保三郎領分
常州新治郡深谷村
名主
細野善兵衛

一

対象者

百姓
茂左衛門娘
の
く
年式十六

移動の理由 縁付ニ結婚

右之者儀 其御村 百姓 要蔵

嫁ニ縁付遣シ候ニ付此方人別相除

申候間其御村人別帳江御加可被成候

為後日一札相渡申所仍如件

農村の苦難の記録

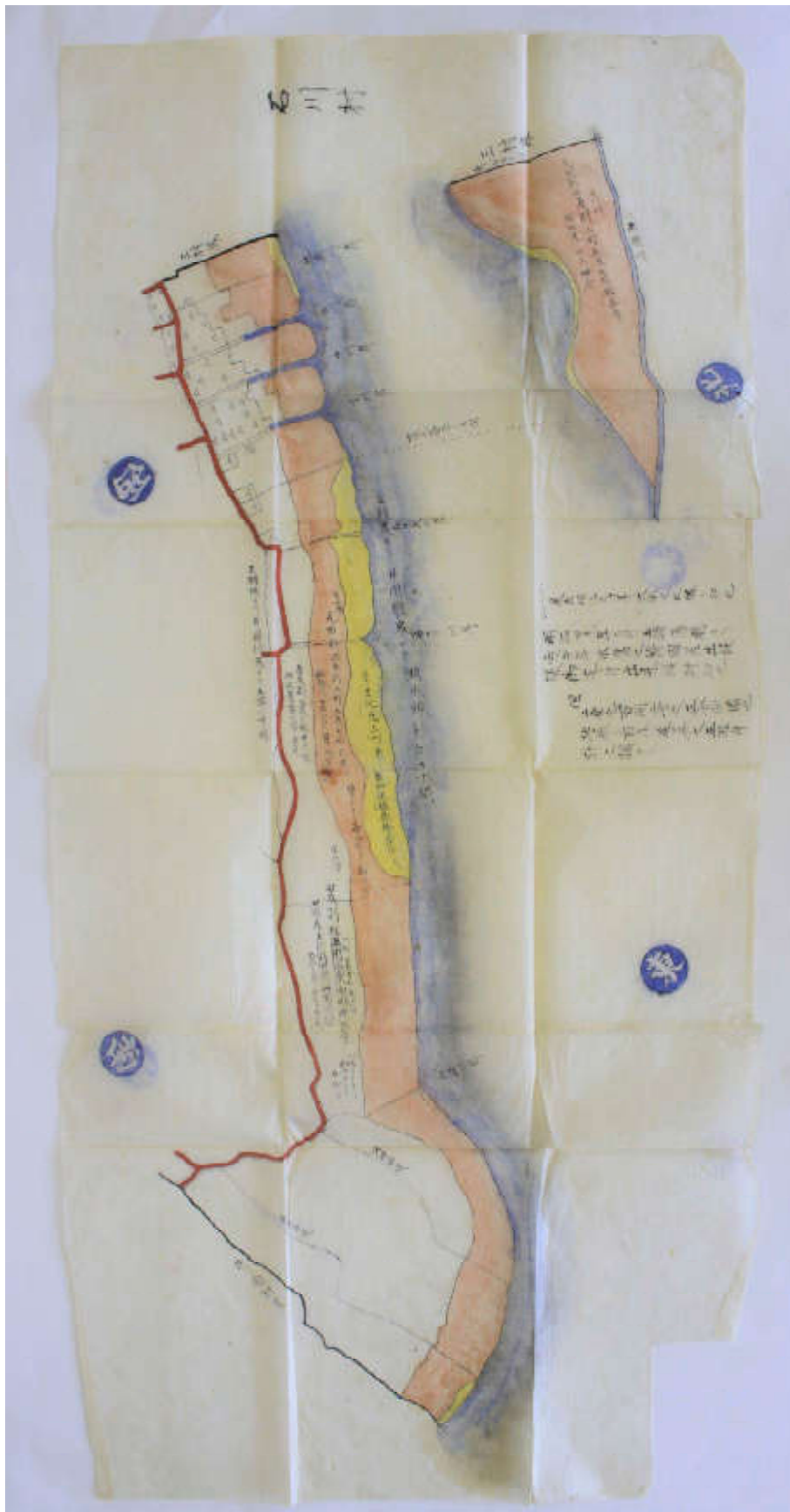


現代の生活でも大雨による洪水や、逆に少雨による渇水といった天候不順の影響を受けることはありますし、夏から秋にかけては大型の台風によって被害が発生することもあります。

近世において天候不順や自然災害が発生した場合、年貢の減免などを求めるために田畑や家屋にどの程度の被害が発生したかの記録が作成されます。井関村は嘉永2年（1849）から明治4年（1871）までで7冊、石川村は天明3年（1783）から明治3年（1870）までで13冊が残ります。井関村も石川村も多くは「水腐」や「水冠」といった水害です。石川村の引方帳は最も空いた時期では文化9年から天保7年（1812～1836）まで24年、頻発した時期では天明年間（1781～1789）は3年間隔で作られています。近世後期には冷夏や長雨を原因とした天明の大飢饉や天保の大飢饉が発生していますが、石川村の引方帳にも当該期のものがそれぞれ含まれており、天候不順の影響を受けて生活を追い込まれていたことがわかります。

その他に年貢割付状からも災害を読み取ることができます。年貢割付状には引高や年貢率が書かれていますが、災害で打撃を受けるとここに変化が現れます。例えば天保4年（1833）は関東一帯が大嵐に見舞われましたが、石川村の同年の年貢割付状を見ても田の引方の増加と畑の年貢率の引き下げが確認できます。

天候不順によって追い込まれた石川村に対して、水戸藩は非常時用備蓄にあたる制度や救済措置を取っています。最も古いもので文政13年（1830）の溜穀＝非常時用備蓄の帳簿が残り、天保9年（1838）には臨時給付金の帳簿があります。なんとか農村を維持し危機を乗り切ろうとする水戸藩の様子がわかります。



明治4年（1871） 去ル午年水腐之絵図

霞ヶ浦沿岸部に多くの見取田が作られている様子がわかります。

霞ヶ浦沿いの低地に位置する田畑は、大雨などで洪水が発生すれば水に浸かり深刻な被害を受けました。

農村救済の取り組み



水戸藩は寛永検地で大幅に年貢を厳しくするなど、農村に対して締め付ける方針を取りますが、厳しい条件だと当然ながら住民は疲弊し、天候不順などの打撃を契機に生活が立ち行かなくなる人も出てきます。そのままにしておく和生活できなくなった人が田畑を捨てて逃げたしまい、年貢など水戸藩自身の収益が減ってしまいます。そのため救済するための措置を講じることになります。

天保期の検地や御救金の支給など農村救済のために行われた事業は様々ありますが、その一つに村の共有資金の貸し出しがあります。郡奉行所からの資金などを元手に実施され、困窮した住民への貸し出しや村の運営に関する雑費の一部にあてられました。貸し出しにかかる利息は年 1 割ほどと近世の中では比較的低金利であり、農村救済という目的が読み取れます。

井関村には文化 5 年（1808）以降の「支配金貸出帳」が残っています。井関村は村内がさらに 4 つの「組」に分けられていて、その組ごとに利用状況が書かれています。

支配金貸出帳を時代順に並べると、次第に分厚くなる傾向があります。これは天候不順による不作などの理由から年々と新規利用者が増えていることに加え、借り入れた人の多くが元金を返済できずにいる、さらには返せないまま追加で借りる人もいるためであり、追い込まれていく農村の姿を表しています。

貸し出し事業は、長期に渡り返せないと元金の加増などで返済を促す仕組みでしたが、実際には無理な取り立ては行われず、追加の借り入れも可能だったようです。こうした運用実態からも、農村の維持や救済を目的としていたことがうかがえます。



左から文化5年(1808)、文政8年(1825)、天保7年(1836)
井関村支配金貸出帳

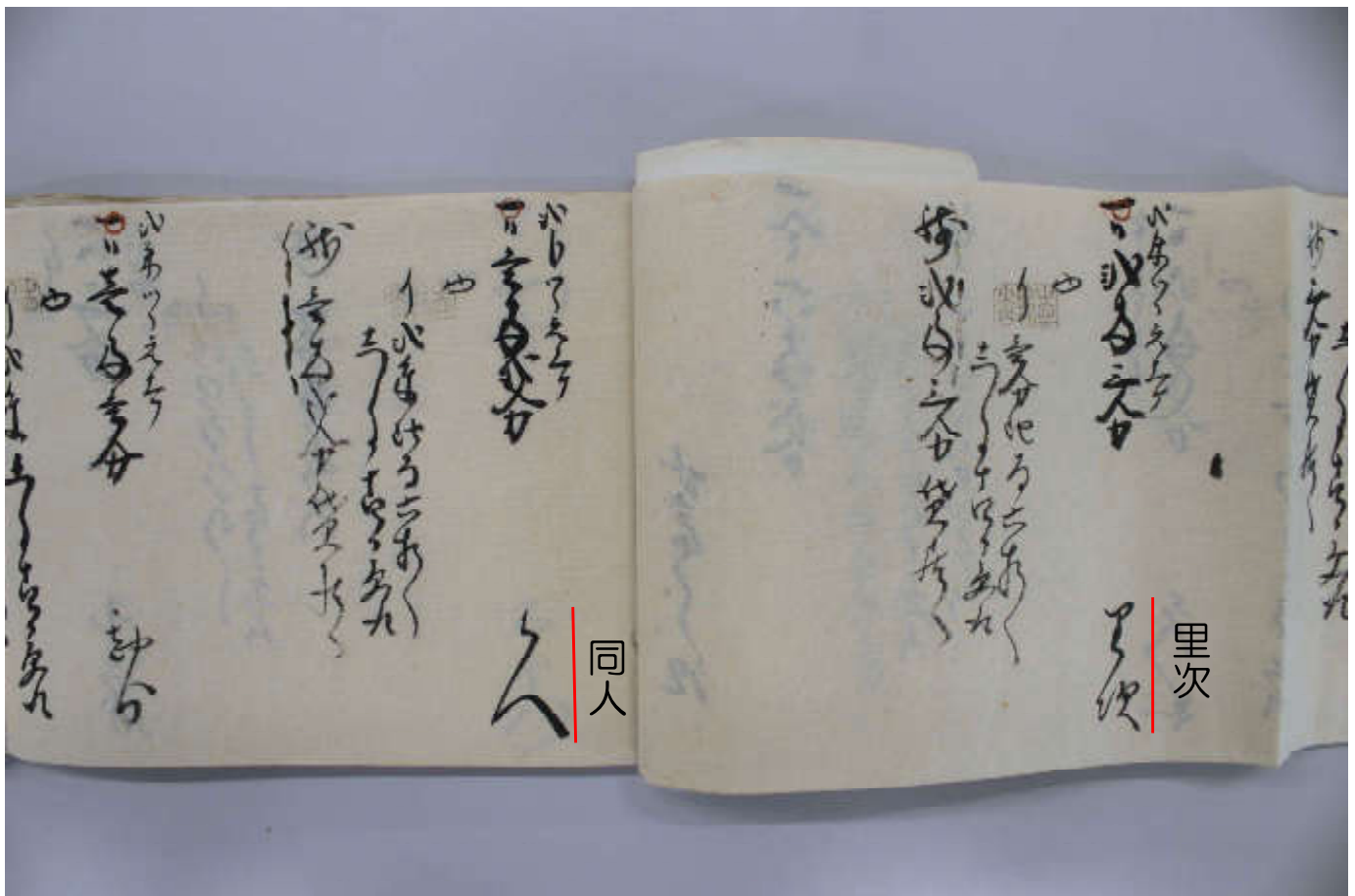
利用方法は個人で借りる場合、複数人のグループで借りる場合、「組」全体で借りる場合の3パターンがあります。

文化5年は4人と1組

文政8年は63人と2グループと2組

天保7年は70人と2グループと2組

文化から文政期にかけて利用が急増し、以降も微増しています。



1人で重ねて借りるケース
文政8年井関村支配金貸出帳

おわりに



今回の企画展では、関川文書の中の検地帳や年貢割付状、御用留帳、人別送り状、支配金貸出帳といった史料から石岡の中に存在した水戸藩領の様子を紹介しました。これらの史料には、水戸藩が地方の農村部をどのように扱っていたのかや、様々な負担に耐えて生活していた人々の様子、近隣の村との関係性など、近世石岡にあった水戸藩領の村の姿が記録されていることを知っていただけたかと思います。

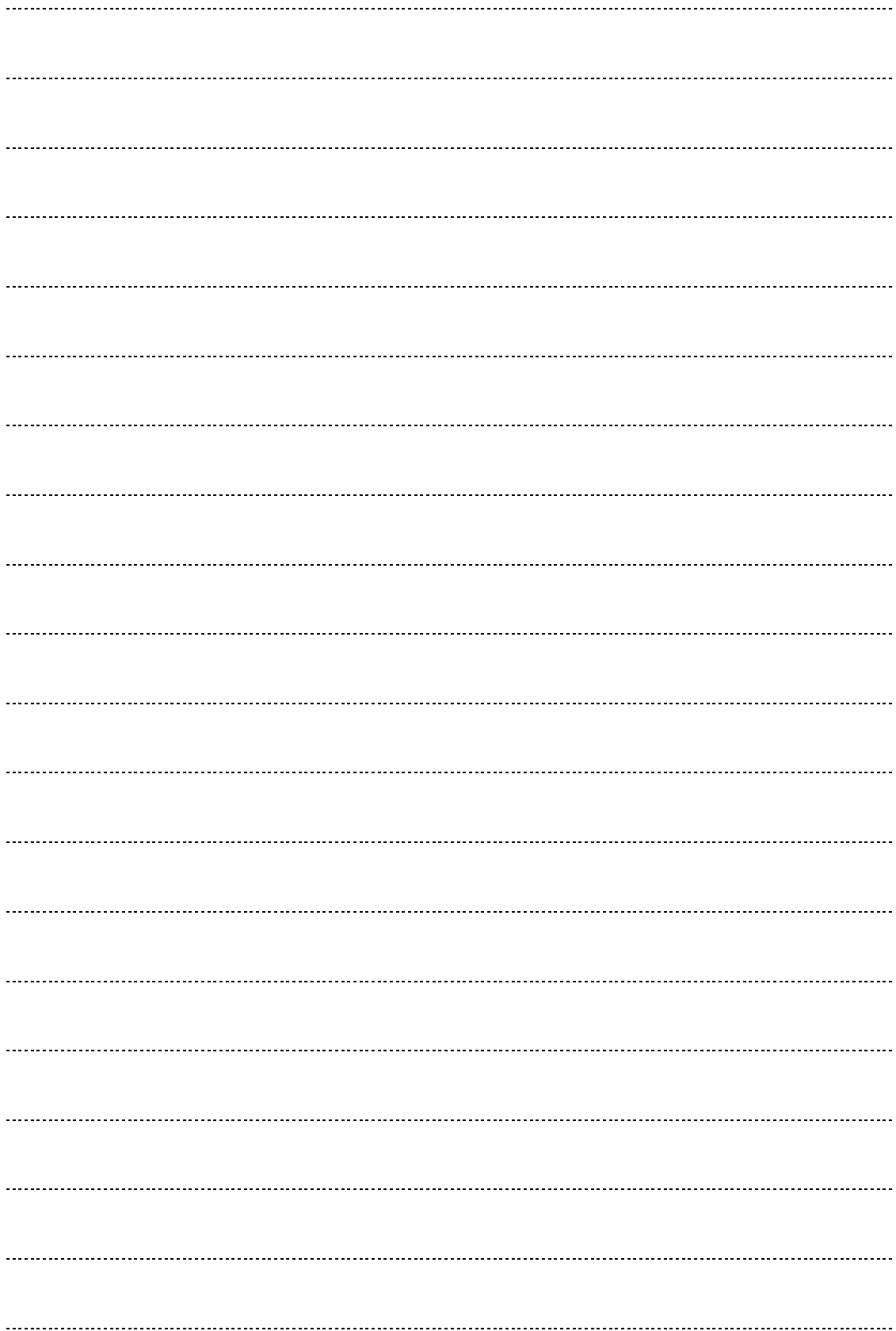
しかしながら、今回ご紹介できたのは、関川文書のほんの一部であり、また各種文書からわかることについても簡単な紹介に止まっています。例えば、年貢割付状は200年以上残されているので、今回紹介できなかった各年代のものをつなげれば田畑の変化や生産量の増減がわかり、そこから近世の中でも農村が元気だった時期と疲弊している時期が明らかにできます。そうした各種の文書群に焦点を当てた展示も今後できればと考えていますので、お待ちいただければと思います。

最後に、石岡市に寄贈されている古文書や古書籍は、地域全体に残る量から見れば極一部であり、大部分は皆さんのお家に受け継がれています。それらは貴重な地域の文化財ですが、いつの間にか虫に食べられてしまう、どこにあるかわからなくなってしまう、あるいは捨ててしまうということがしばしば起こります。石岡市教育委員会文化振興課では保存のためのアドバイス等も可能ですので、もしもの場合にはご相談ください。

この度はふるさと歴史館の第29回企画展をご覧いただき誠にありがとうございました。

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.



石岡市立ふるさと歴史館 第29回企画展
関川文書
—石岡の中の水戸藩—

令和4年(2022)7月6日発行

編集・発行
石岡市教育委員会 文化振興課
〒315-0195
茨城県石岡市柿岡 5680-1
TEL 0299-43-1111

石岡市立ふるさと歴史館
〒315-0016
茨城県石岡市総社 1-2-10